

名古屋大学教育学部附属中・高等学校「いじめ防止基本方針」

2015年1月 策定

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、集団内の一定の人間関係を背景に特定の生徒を攻撃する人権侵害の行為であり、いじめられた生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれをとまなうものである。したがって、すべての生徒が意欲を持って充実した学校生活を送れるよう、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうる」という認識を共有することで、教職員は保護者、地域住民、児童相談所などの関係機関との連携を図りつつ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、再発防止に努める。

【いじめの定義】

『いじめ防止対策推進法』（平成25年法律第71号）

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止ガイドライン

いじめ防止、いじめへの対処、不登校等の事態への対処など、附属学校教職員が、校長・副校長の指揮の下、迅速で的確な組織的対応ができるようにするために設ける。

具体的には次の①～④を目標とする。

- ①いじめの把握とその判断について一定の基準を設けること。
- ②いじめを受けている可能性のある生徒の初期対応、さらには不登校などより深刻な状況にある中学生・高校生に対して、学校として統一的な対応をすること。
- ③特に生徒相談（特別支援教育相談委員会）のシステムを一層整備すること。
- ④保護者や外部の関係者（組織）との信頼関係を築いて問題解決するシステムを構築すること。

（1）いじめ防止のための基本的対応

- ①お互いを認めあう共感的で創造的な集団づくりをめざす。
- ②普段の学習活動・学級活動で生徒間、生徒・教員間のコミュニケーションを大切にし、過程を大切にして共感的信頼関係を教員と生徒で育てていくための啓発活動を行う。
- ③学校内での生活に、公平感・平等感を生徒に持たせる指導を行い、生徒（保護者）に信頼される生徒指導を構築する。

(2) いじめに対する組織対応ガイドライン

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、深刻な苦痛を感じた生徒の立場に立つて行うことにする。

- ① 早期発見・初期対応を担当・学年担任団、指導部、特別支援教育相談委員会が連絡を密にして行う。
- ② 学年間の問題の共有を日常的にはかり、定例の学年会で相談し合える体制を作る。具体的な事例に対しては、担任・副担任を中心とした生徒相談・生徒指導の役割分担、学年団での役割分担をして、生徒を指導する第一線を担う体制を作る。指導部・特別支援教育相談委員会は、学年団と問題を共有し、別の立場で問題解決への支援をする。「いじめ防止対策委員会」は、情報を共有した上で、連携を支援し、全体を統括し対応する。また、必要に応じて、職員会議等を通じて情報を全職員間で共有する。
- ③ いじめの初期段階で担任がそのおそれを感じた場合は、学年代表・学年団と問題の共有をはかる。また、担任は、養護教諭・スクールカウンセラー等とも連携をはかる。
- ④ 不登校などより深刻な状態の生徒に対しては、学年団だけでなく、いろいろな接点で生徒の状態の把握をはかる。特別支援教育相談委員会・運営委員会は、学年会や関係分掌にも情報の共有をはかる。また、必要に応じて、スクールカウンセラーや教育学部との合同の附属学校教育相談委員会にも助力を求める。
- ⑤ 担任が、④において、他に助力を求めるとき、生徒の最終的な相談役を続けられるよう学年・特別支援教育相談委員会・分掌も支援する。
- ⑥ いじめが病気・事件等で重要な問題を引き起こす危惧があり、専門家（医師）の指示がないと生徒（保護者）との対応ができないと考えられる場合は、学校長・副校長の責任において「専門家にゆだねるべきか否か」を判断する。学校長は必要に応じて学内の専門家に応援を依頼する。